

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
地域保健課
保健康導室

— 目 次 —

1. 地域保健対策について

(1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し	1
(2) 健康危機管理対応について	2
①保健所における健康危機管理体制の確保	2
②健康危機管理研修	2
③健康危機管理支援ライブラリーシステム	3
④今後の災害に備えた保健活動の仕組みづくり	4
(3) 保健所における医師確保	4
①保健所長の資格要件の緩和	4
②公衆衛生医師の確保	4
(4) 保健文化賞	5
(5) 厚生労働大臣表彰	5

2. 保健活動の推進について

(1) 被災者の健康の確保	6
(2) 保健師の確保について	6
(3) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進	7
(4) 今後の健診・保健指導の在り方の検討	7
(5) 地域・職域の保健活動の推進について	7
(6) 保健指導従事者的人材育成	8
(7) 市町村保健活動体制の再構築	9
(8) 保健師の保健活動指針の見直し	9
(9) ホームレスの保健対策について	9

1. 地域保健対策について

地域保健対策については、各地方公共団体で地域の実情に即した具体的施策の推進を図っていただいているが、急速な少子高齢化の進行、市町村合併の進展や市町村への権限移譲などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、地域保健に関する新たな課題に即応できるよう、一層の体制整備等を図っていくことが重要である。

また、地震や豪雨をはじめとする自然災害や新型インフルエンザ等の感染症への対応など、緊急時における国民の健康の確保も、地域保健対策の重要な課題のひとつであり、引き続き地域健康危機管理対策の取組を推進することが重要である。

各地方公共団体におかれては、健康危機管理における保健衛生部局の役割分担の明確化や休日・夜間を含めた情報の収集、伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関、関係団体との連携の強化等を一層推進していただきたい。

(1) 地域保健対策のより一層の推進に向けた見直し

地域保健対策については、地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）により、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進に取り組んで頂いている。

平成6年の地域保健法施行後、平成12年の健康危機管理体制の確保（阪神淡路大震災等を踏まえた対応）や介護保険法の施行、平成15年の健康増進法の施行、精神障害者施策の見直しなどに伴い、基本指針等の一部改正をしているが、その後、市町村合併の進展や市町村への権限移譲、特定健診・保健指導の実施などを盛り込んだ医療制度改革の施行、平成21年の新型インフルエンザの流行、平成23年の東日本大震災の発生など、地域保健を取り巻く状況は大きな変化が生じている。

こうした状況の変化に的確に対応し、地域保健対策を推進するため、市区町村、保健所及び地方衛生研究所等、地域保健を担う関係機関が相互に機能し、地域住民の健康の保持増進、地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保がより一層図られるよう、都道府県、市区町村、保健所、地方衛生研究所等関係機関の意見も踏まえながら、「地域保健対策検討会」でこれまで7回にわたり議論を行っている。今後、数回の開催を経て、23年度末を目途にとりまとめを行って頂く予定としている。

(議
事)

第1回 平成22年7月20日開催

・地域保健対策の現状と課題について

第2回 平成22年8月31日開催

- ・地域における医療計画との関わりについて
 - ・地域保健対策にかかる人材確保・育成について
- 第3回 平成23年1月17日開催
- ・「地域保健対策検討会」の議題及び論点（案）について
 - ・市町村における質の高い保健福祉サービスの提供体制について
- 第4回 平成23年3月9日開催
- ・地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループの開催要綱について
 - ・評価及び優先度に基づいた地域保健計画等の策定と推進について
 - ・地域保健に関する調査・研究について
- 第5回 平成23年10月28日開催
- ・東日本大震災への対応を踏まえた健康危機管理のあり方について
- 第6回 平成23年12月5日開催
- ・社会福祉等の関連施策との連携について
- 第7回 平成23年1月27日開催
- ・快適で安心できる生活環境の確保（対物保健）
 - ・人材の確保・育成及び資質の向上等

検討会における議論の結果を基に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」等の必要な改正を行うこととしている。

（2）健康危機管理対応について

① 保健所における健康危機管理体制の確保

保健所の危機管理体制の確保については、平時からの体制づくりが重要である。「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）及び「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」（平成13年3月30日付健総発第17号厚生労働省健康局総務課長通知）により、その対応をお願いし、また、「保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について」（平成20年2月15日付健総発第0215001号厚生労働省健康局総務課長通知）により、特に休日・夜間における健康危機事例に的確に対応できるよう、その徹底をお願いしている。引き続き地域の健康危機管理の拠点として、体制の確保に万全を期されるよう、改めてお願いする。

② 健康危機管理研修

平成13年度から実施している「健康危機管理保健所長等研修」については、平成22年度より「健康危機管理研修」とし、平成24年度も国立保健医療科学院において健康危機管理を第一線で担当する保健所長等管理的職員を対象に実施することとしているので、受講につ

いて特段のご配慮をお願いする。自治体のニーズを踏まえ、平成22年度より、大規模震災を題材とした図上演習や健康危機事案発生における報道機関等への対応に関する講義、演習を加える等、短期間での有事対応能力の向上を目指したプログラムを提供できるよう努めている。

なお、以下の日程は今後再調整される可能性があるので、必ず国立保健医療科学院HPで確認すること。

a 実務編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

- ・研修日程（定員各30名）

第1回 平成24年 6月13日(水)～ 6月15日(金)

第2回 平成24年10月 3日(水)～10月 5日(金)

- ・研修案内アドレス

http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken01.html

b 高度技術編

- ・対象：保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員

原則として平成16年度以降に国立保健医療科学院が実施した健康危機管理研修基礎コースもしくは実務編（平成21年度から）を修了した方

- ・研修日程（定員20名）

平成25年1月30日(水)～2月1日(金)

- ・研修案内アドレス

http://www.niph.go.jp/entrance/h23/course/short/short_hoken02.html

③ 健康危機管理支援ライブラリーシステム

平成14年度から国立保健医療科学院で運用している「健康危機管理支援ライブラリーシステム」は、新型インフルエンザ等の健康危機管理事態発生時の地方自治体や保健所等への情報配信、健康危機事例のデータベース、災害等健康危機管理事態発生時に被災地へ保健師等を派遣するための広域派遣調整データベース等から構成されている。